

○播磨町自治会活動保険補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会活動に係る不慮の事故等に対処するために、自治会が加入する自治会活動保険の保険料（以下「保険料」という。）の一部を補助することにより、自治会活動の一層の活性化を図ることを目的とする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、次の各号のうちいずれか低い額とする。ただし、予算で定める額を超えてはならない。

- (1) 支払った保険料の2分の1の額
- (2) 加入世帯数に50円を乗じた額
- (3) 加入者数に20円を乗じた額

2 前項の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会の会長は、播磨町自治会活動保険補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付)

第4条 町長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認めた場合は、播磨町自治会活動保険補助金交付決定通知書（様式第2号）により自治会の会長に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第5条 町長は、自治会がこの要綱に違反していると認めたときは、補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年8月6日要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月12日要綱第33号）